



すまいる しんぶん

2017年1月発行
かどの三条
こども診療所

いつもかどの三条子ども診療所をご利用いただき本当にありがとうございます。

今年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



さて2017年はみなさんのご家族にとってどんな年になるのでしょうか？新しい家族の誕生や入園、卒業、受験、進学など節目を迎えて喜びと不安の時期を迎えるご家族もおられることでしょう。それぞれに良い結果となることを願っております。一方で少し視野を広げてみれば、残念ながら日本は一步ずつ戦争をする国へと突き進んでいくような気がしてなりません。次の世代を担う子どもたちに平和だけは残していかなければならないと思います。昨年私たちの診療所でも戦争法反対の署名を取り組みました。

皆さんからも多数の賛同が寄せられたことに私たち職員も大きな勇気をいただいた次第です。

私たちの宝物『憲法九条』をまもるために、皆さんと力を合わせていきたいと思ひます。



この一年、どうぞよろしくお願ひいたします。

所長 尾崎 望



憲法 Café



1月23日(月)の午後、かどの三条こども診療所では、若手弁護士有志の会「明日の自由を守る若手弁護士の会」(略称「あすわか」)のメンバーで、弁護士法人 古川・片田総合法律事務所らくさい桂事務所の弁護士、



日野田彰子先生に来ていただき「憲法カフェ」を行いました。事前に全スタッフに「憲法アンケート」を実施し、それを踏まえて日野田先生にお話をさせていただきました。

まずは、かわいい「あすわかちゃん」の絵とイラストで憲法について学習。「憲法」と「法律」の違いや、「憲法は国を縛るもの」、日常生活で当たり前と思っていることが実は憲法に守られていたこと等を学びました。また、現憲法がアメリカの押し付け憲法なのか？の問いについて、「もし、日本人が憲法を作ったとしたら、戦後すぐ時間がかかったらうし、理想的なもの(当時最高のもの)が作れたかはわからない。」と聞きすごく納得。改憲草案の1つ「緊急事態条項」について、緊急事態宣言がされてしまうと三権分立のバランスを崩してしまう大変危険なものであることがわかり、恐怖さえ感じました。フリートークの中では、「結婚は両性の同意があれば…とあるが、同性婚を認めていないのか?」「高校生の息子は、ミサイルで狙われているのに、やられたらどうするのかと言う。9条の大切さをどう説明したらよいのか?」「自衛隊の南スーダンでの駆けつけ警護任務は憲法違反ではないのか?」等、いろんな意見や質問が出されました。



終了後には、「憲法と聞くだけで身構えていたが、とても身近な存在と感じられ、他の改憲草案についても知りたい」という意見がたくさん出されました。とても有意義な時間が過ごせました。



待合室の一角に、「9条コーナー」を設けて、こども向けの憲法の本をおいています。お子さんと一緒に見てみませんか? 憲法について考える機会になれば幸いです。

かどの三条こども診療所

